

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 4 年 2 月 8 日 (水)

杉 並 区 議 会

目 次

定例会の提案事項について	3
予算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	3
(2) 正副委員長の選出について	3
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	4
(4) 委員の席次について	4
(5) 資料請求について	7
特別委員会の設置について	
(1) 設置・名称・構成について	7
(2) 正副委員長の選出について	8
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	9
(4) 委員の席次について	12
(5) 意見開陳の会議記録への掲載について	13
定例会の日程について	13
本会議の会議録署名議員について	14
本会議の説明員について	14
一般質問について	14
発言通告について	15
区議会だよりの発行協力依頼について	15
その他	
(1) 救命救急講習について	15
(2) 平成24年度政府予算に対する各委員会要望について	16
(3) 災害時の議員の対応について	17

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年2月8日(水)		午後0時58分～午後2時3分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 井口 かづ子	理事 島田 敏光	理事 小川 宗次郎
	理事 山田 耕平	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ		
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義久	
	議事係長 依田 三男	庶務係長	高橋 正美	
	庶務係主査 横山 淳二	議会広報係 担当書記	井口 隆央	
	議会法務係 担当書記		上野 和貴	
	杉原 正朗			

(午後 0時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《定例会の提案事項について》

富本理事 初めに、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 資料1、平成24年第1回区議会定例会提案事項一覧をごらんいただきたい。

杉並区基本構想が1件、条例案件が27件、規約の変更1件、補正予算4件、当初予算5件、人事案件が人権擁護委員の推薦であるが1件、専決処分の報告が2件、合計41件の提案である。

なお、これらの議案は、あすの議会運営委員会で理事者から説明がある。

以上。

富本理事 今話があったように、詳しい説明はあした理事者のほうから行う。また付託先もあしたそこで話をする。この件はご了解いただきたい。

《予算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

富本理事 続いて、毎回設置している予算特別委員会についてだが、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 まず、設置と構成について、説明をする。

予算特別委員会の設置、構成については、従来と同様、第1回区議会定例会に設置することとし、全議員を構成員とすることideいかがか。

富本理事 今の話で、全議員を委員とした予算特別委員会を設置することはよろしいか。

(2) 正副委員長の選出について

議会事務局次長 正副委員長の選出について。

今までの慣例だと、委員長を議長会派から、副委員長を副議長会派から選出するということになっているが、よろしいか。

富本理事 これも慣例で、いつもどおりだが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そういうことで。個名のほうは、16日までに事務局へ、杉自と公明、よろしく願いをする。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

議会事務局次長 予算特別委員会の審査方法、日程、質疑持ち時間について、資料2をごらんいただきたい。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き、8日間としている。また、審査区分、審査順序、審査時間は、資料記載のとおり、従前どおりである。

1枚めくると、2枚目が予算特別委員会日程(案)である。2月22日水曜日、正副委員長互選。3月7日から19日まで、8日間の審議。3月21日が各会派の意見開陳、採決という日程になっている。

資料をもう1枚めくると、次ページが各会派別質疑持ち時間表となっている。審査区分ごとに、1人6分という質疑時間で作成している。これも従前どおりである。

説明は以上。

富本理事 この件については、予算、決算の審議についてこの理事会でも話し合いをしてきたが、今回の予特については従前どおりということで既にご理解をいただいているので、特段問題はないと思うが、よろしいか。

では、審査方法、日程、質疑持ち時間については、今の形でご了承いただきたい。

(4) 委員の席次について

富本理事 次に、席次である。こちらについての説明をお願いします。

議会事務局次長 事務局で4つの案を作成した。この案をもとにご協議いただきたい。

資料3をごらんいただきたい。案1が、左から杉自、公明、ネみ、民社、共産と並んでいる案をつくった。案2が、民社と公明が入れかわった形での案。案3が、今までのものに比べると、ネみの左側のところの発言者控席の後ろが委員長、副委員長の席という形になっている。それで、共産党の席が横から縦になっている案。案4が、それをまた、民社の形が少し変わっているような形の案になっている。

以上、4案をお示しする。ご協議いただきたい。

富本理事 案が出た。これは、今即決はできないか。

小川理事 提案だが、前回の9月に関前議員の件があったので、私はてっきり、今回まではとりあえず前回の席次ということで、本会議場も当然変えない、当然予算委員会についても関前議員のところは、思いもあるが、とりあえず空席にする。非交渉会派の人たちがどう対応するかわからないが、そういうイメージがある。提案と、そちらのほうがよろしいのではないかと思うが、いかがか。

議会事務局長 前回、決特のときと同じということか。

小川理事 その提案をするのと、臨時会まではそういう話だということもある。

富本理事 民社はこの前の席で問題ないのか、決算のときの席で。

小川理事 はい。

議会事務局次長 23年決特の座席を用意してあるので、お配りする。

富本理事 どうぞ。

〔資料配付〕

富本理事 確かに、本会議の席等々は、臨時会までとりあえずこの体制で行こうということとで理解している。そこにこれが入るかどうか、そこまでは確認し切れていなかったが、今小川理事からそういう提案もあった。こちらも含めた上でご検討いただければと思う。小川理事からは、前回の関前議員のご逝去に伴うもろもろについて、臨時会まではとりあえず現体制を維持するような形でいいのではないかとということがあった。それでいいということでご了承いただければ、案5というか、前回の案0というか、こちらで決定できると思うが、そうではないほうがいいという意見があればお示しいただきたい。

正直、杉自はどうやってもほとんど変わりがないので、委員長の席が変わるぐらい。ほかの会派はある程度移動がある。要するに、自民が今はいわゆる非交渉会派になっている現状があるが、小川理事は、それは現状維持の体制の中で入っている話だから、今回はこれでいいということか。

小川理事 もう1点。そういう気持ちと、大変恐縮だが、例えば自民の一角にうちが入るということで提案したい。

富本理事 なので、前回と同じでいいのかと僕は聞いた。

小川理事 いや、関前議員が座られていた席にうちが移るという案もありかと。

富本理事 皆さんがご了解いただければ。

小川理事 空白があるのはおかしいと思うので。

富本理事 要は、今配られた案でいうと、 番の横があいている。こちらが自民の席になるというか.....

小川理事 いやいや。

富本理事 ここをあけたほうがいいということか。

小川理事 自民はもう3人なので、形的には.....

富本理事 上に上がれということか。

小川理事 いやいや、だから関前議員が座られていたところを.....

富本理事 具体的にどこか。わからない。

議会事務局次長 2列目の3番目。

小川理事 はい。

富本理事 2列目の3番目、ここに民社が来ると。

小川理事 はい。

議会事務局長 それで、 番の後ろが空席ということか。

小川理事 はい。

富本理事 民社の薄い色が1個後ろに下がるということによいか。

小川理事 はい。

島田理事 であるなら、 番を空席にすればいい。

小川理事 どちらでもいい。

富本理事 番を空席にすることでどうか。

次の臨時会まではという取り決めは確かにした。どこまでを包含しているかは別にして、まずそれを前提にすることが是か非かということだが、これについてはいかがか。全く新しく考えたほうがいいのか、何か意見はあるか。

小松理事 全く頓着していないので。

山田理事 うちも、持ち帰っても、結局どれでもいいということになる。

ただ、今出されたものが一番混乱しないと思う。

富本理事 では、小川理事の話を採用した上で、 を空席にするということかどうか。民社は1つ後ろに下がればいいのか。

小川理事 そのとおり。

議会事務局長 中央から2列目のところが縦に2つ非交渉会派が入るとということか。

富本理事 要は、自民が3席である、3をどうとるかといったら……

議会事務局長 を空席にするとすれば、2列目の下の今民社の出っ張っている部分が1つ後ろにずれてくるという形か。

富本理事 簡単に言うと1つ後ろへずれるということである。

議会事務局長 このところに民社が入ってくるという形になる。 番を空席にして。

富本理事 そう。要は、自民の1席が民社になる。

議会事務局長 はい。

富本理事 だから、民社が前から2人、3人、2人という形になる。それで、 が空席にする、そういう形でいいのか。

議会事務局長 はい。

富本理事 そういう形によろしいか。 では、そういう形で決まった。

個名についてはいつまでに事務局へ提出すればよろしいか。

議会事務局次長 これも16日までに。

富本理事 では、16日までに各会派から事務局へ提出するよう、お願いします。

(5) 資料請求について

富本理事 続いて、資料請求について説明願う。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。資料請求書の記載については従前どおりで、資料記載のとおりである。

資料4の最終面が日程で、2月9日1時から資料請求受け付け開始、20日の午後5時で締め切りとなる。区長部局で作成の上、資料は3月5日に渡す予定である。年々請求件数も多くなってきており、請求が後半に集中するので、早目にご提出願いたい。

私からは以上。

富本理事 例年どおりである。今事務局が言ったとおり、大分増えているので、なるべく早く提出をお願いします。

ただ、これに関しては、こっちも早く資料が欲しいという話をしたが、全く改善はないのか。

議会事務局次長 一応はこの日程でという形である。

富本理事 今後の検討材料でお願いしたい。2日前だと、結構遅いというところがあるので、そこはなるべくお願いします。今回は仕方がないとしても、今後の検討課題で。前からそういう意見も出ている。

では、これはよろしいか。

《特別委員会の設置について》

(1) 設置・名称・構成について

富本理事 続いて、特別委員会の設置について。

まず、設置、名称、構成等、説明をお願いします。

議会事務局次長 基本構想が議案として提出されるので、特別委員会を設置して集中的に審議することでどうか、という話である。

まず、設置については今定例会に設置し、名称は「基本構想に関する特別委員会」でいかがか。また、構成は全議員を構成員とすることでいかがか。

富本理事 名称については、前ははどうなっていたか。同じか。

議会事務局次長 21世紀ビジョンに関する特別委員会という形になっており、これまでも

何とかに関する特別委員会という形できている。

富本理事 「杉並区」は入れなくていいのか。

議会事務局長 入っていない。

富本理事 では、まず名前と設置についてだが、前回も同じような形で、私がたしか1期目のときだったが、全議員を対象にした特別委員会を設置した。前回と基本的には同じ考え方だが、これについてはどうか。設置すること、名称……

小川理事 確認する。平成12年の9月に行ったと思うが、21世紀ビジョンという名前があったから21世紀ビジョンに関する特別委員会を設置したかと思うが、基本構想に「関する」というのを入れる意味は。いわゆる基本構想に関する特別委員会と、「関する」という言葉を入れているが。

議会事務局長 自治基本条例のときも自治基本条例に関する特別委員会という名称を使っている。大体、審議するテーマがあって、それに関する特別委員会という名称のつけ方をこれまでもってきている。

小川理事 了解した。

富本理事 個人的な感想だが「杉並区基本構想に関する」のほうが何かしっくりくるような気もする。

どうか、名称はよろしいか。 では、名称は基本構想に関する特別委員会ということでご理解いただきたい。

あと、特別委員会を設置することもよろしいか。

では、全議員ということで、こちらも特に異議はないと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(2) 正副委員長の選出について

富本理事 それでは次、お願いする。

議会事務局長 次は正副委員長の選出であるがどのように選出するか。前回の自治基本条例のときや21世紀ビジョンのときは、正副議長会派からの選出であったが、いかがか。

富本理事 今説明があったが、これについてもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、議長会派と副議長会派で正副ということで決定する。

議会事務局長 議長会派が委員長、副議長会派が副委員長ということでよろしいか。

富本理事 これまでの慣例もそうなっている。

議会事務局長 議長会派、副議長会派から正副委員長を出すというのは決まっている。前

回のときは、議長会派から委員長、副議長会派から副委員長という形でやっている。
富本理事 それではよろしいか。 では、そういうことで決定する。委員長を杉自、副委員長を公明ということで、よろしく願います。

こちらの個名は、やはり16日か。

議会事務局次長 これも同じである。

富本理事 では、16日までをお願いする。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

富本理事 次に、審査方法、日程、持ち時間について。

こちらは複数案用意しているが、説明をお願いします。

議会事務局次長 審査方法、日程、質疑持ち時間については、資料5として持ち時間案を用意した。

日程としては、2月22日、本会議終了後、議場で正副委員長の互選。3月5日、6日が質疑と意見開陳となる。5日が午前10時から質疑、6日も午前10時から質疑を行い、6日の審査終了後、議場で意見開陳を行うという日程である。

質疑持ち時間は、基本構想審議会委員の6名を除いた数で算定して、1人5分で算定したものが案1。これでいくと、3月6日の意見開陳が14時10分からということになる。案2が、持ち時間を、正副議長を除いた数で算定し、これも1人5分であり、6日の意見開陳が15時5分からとなる。案3については、正副議長を除く数で算定して、会派基礎時間を3分、議員1人持ち時間を3分としたもので、これだと意見開陳が6日の13時からとなる。案4が、会派基礎時間を4分、議員1人持ち時間を3分としたもので、これも意見開陳が6日の13時からということになる。案5が、会派基礎時間を3分、議員1人持ち時間を4分とした場合の案で、6日の意見開陳が14時35分からとなる。

日程は以上。

富本理事 ちなみに、自治のとき、それから前回の21世紀ビジョンのときはどういうふうな形になっていたか。わかる範囲で結構だが、どういうやり方をしていたか。

議会事務局次長 21世紀ビジョンは案1。

富本理事 1人5分という計算か。

議会事務局次長 自治基本条例のときは案2。正副議長を除いて……

議事係長 自治基本条例のときは正副議長を含めていた。

富本理事 自治基本条例の改正のときか。この間の直近のもの、それは案2だったのか。

議会事務局長 改正のときはちょっと違う。

富本理事 違うのか。

議会事務局長 改正のときは持ち時間制をとっていない。通常の委員会と同じような形でやった。自治基本条例の制定のときは、1人持ち時間4分、正副議長も含めた会派人数で会派の持ち時間を出しているというのが自治基本条例の14年。

富本理事 了解した。それも参考にしながら、どうかということだが……

小松理事 減税基金のときに持ち時間があつた。

議会事務局長 減税基金のときは、会派の持ち時間を3分にして、議員1人当たり3分。

富本理事 それは案3になる。

議会事務局長 はい。

富本理事 多少会派の数も変動があるが、減税のときは意見開陳はその日ではない。後の予特で一緒だった。

事務局もいろいろと案をつくっていただいたが、考え方として、基本構想審議会の委員を入れるか入れないかということも、前回は参照すると、考えなければいけない1つのポイントということではある。考え方を整理するということ。あとは、どれを選ぶかはいろいろな皆さんの考えがあるが、どうか、そのあたり。

小川理事 どれでもいいと思うが、ただ、気になる点は、案1の場合は、基本構想審議会には変わった部分があるのと、これは私たちのイメージ、考え方だが、基本構想審議会に議員が入るかどうかのときに、基本構想審議会の委員のときの意見と議会での発言、意見というものは全く別物という考え方があつたので、案1をやるとちょっと整合性が合わなくなるということだけ申し上げる。

ただし、大勢であれば別にこだわらない。

富本理事 今、小川理事からも意見があつた。そういうのも1つの意見で、基本構想審議会委員を除くという考え方をとらないほうがいいというのが小川理事のご意見だが、ほかに何かあるか。

山田理事 これはいつまでに決めなければいけないのか。

議会事務局長 あしたの議運で最終的に決定されるので、それまでには決めていただかなければ議運に諮れない。

富本理事 議運にこの紙も出す。

議会事務局長 はい。

富本理事 ということであるが。

島田理事 前回のときは、基本構想審議会の委員だった方が特別委員会で発言されたというのはあるのか。

議会事務局次長 していない。

島田理事 今、小川理事から、意見は別物だという話もあったが、前回はしてないということか。

議会事務局長 はい。

富本理事 日程的にも切迫をしているので、できればこの場で決めていただきたい。

小川理事 一番少ないのは、24分なので、案3を希望する。

富本理事 一番短いものか。

ほかにあるか、いつも議論に出る小さな会派の方々のことをかんがみると、どうなのか。

島田理事 意見開陳にどのくらいかかるか。

富本理事 今11会派で、仮に1会派平均20分として220分、3時間半ぐらいかかる。だから、一番最後の案になると、6時ぐらいになる。

島田理事 では、2案と5案はほぼなしということか。

富本理事 5案は現実的ではない。2案もそう。2案が一番遅い。2案だと6時半ぐらいになる。

議会事務局長 それでいくと、3か4かということか。

富本理事 はい。審議会委員のことを今回は勘案しないという考えに基づくならば3か4。

島田理事 審議を2日目の午前中で終えてという感じか。

富本理事 正直、少しでも少数の方に時間をとということになれば、4が一番よろしいのではないか。

小川理事 4でもいい。

小松理事 はい。

山田理事 すみません、議論をませ返すようだが、僕としては案5がいい。時間は多少かかるかもしれないが、それぞれ質疑の時間が一番とられている。

こういうことに関しては僕だけの判断では決められないが。

富本理事 暫時休憩したほうがよろしいか。

山田理事 はい。本当は会派全体で議論する時間が欲しいが、スケジュールがタイトということなので。

富本理事 あしたの10時から議運がある。会派の実力者の方もいるので、今協議しては無理か。

山田理事 では、そこにいるので。

富本理事 暫時休憩する。

(午後 1時30分 休憩)

(午後 1時40分 開議)

富本理事 では、再開する。

ほかの会派は案4でどうかというのが大勢を占めているが、共産党は、いかがか。

山田理事 案4で決まっているようなところで申しわけないが、案5で行きたい。今後10年のことを考えるのであれば、少し時間がオーバーしたとしても、しっかりと時間をとってやるべきではないかという意見。

意見開陳についても、時間を制限するものではないということである。ただ、意見開陳に物すごい時間をかけるようなことはないのではないかという意見もあった。

会派に何人かいて、うちの団としてはこういう意見となった。

富本理事 今そういう話が出たが、どうか。多数決で決めるしかないか。

議会事務局長 基本的には話し合いでやっていただければとは思いますが、どうしても共産党が案5で絶対に譲らないということであると、またちょっと話はややこしくなる。一応ご意見はご意見として、この中でもう一度よくもんでもらって、最終的に折り合いがつけば、その折り合いがついたものでお願いできればと思う。

富本理事 無理か。

山田理事 無理である。

富本理事 では、きょうの理事会で1つに固める必要はないと思うので、とりあえず案4と案5をあしたの議運の案として2つ提出して、2つの中からお選びいただくというような形で、決まらなければ多数決で決めざるを得ないと思うが、そういう形でもよしいか。　　そこまで一応保留にするので、ご理解いただきたい。

では、そういう形で、案4と5の中からお選びいただくということで、改めて会派の意見を聞かれる方は聞いていただくとともに、共産党もほかの会派の様子もご承知だと思うので、その辺はお話しいただければと思う。

(4) 委員の席次について

富本理事 続いて、席次である。

これは、今、休憩中にも話が出たが、基本構想の席次は予特の席次と同じでもよしいか。大丈夫か。

山田理事 特にこだわらない。

富本理事 では、席次はそのような形で同じにさせていただく。正副委員長も同じ会派なので、問題がないので、よろしく願います。

(5) 意見開陳の会議記録への掲載について

富本理事 続いて、基本構想に関する特別委員会の意見開陳の会議記録への掲載について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 基本構想に関する特別委員会の意見開陳の結果について、今まで自治基本条例だとか21世紀ビジョンのときも、その定例会の会議録に付録として掲載してきた。今回の特別委員会に関しても、第1回定例会の付録として掲載したいと考えているが、いかがか。

富本理事 これも、そのほうがいいと思うので、よろしいか。

小松理事 付録という扱いがどういうものなのかわからない。

議会事務局次長 日程順に会議録が作成されて、その一番最後に付録という形で意見開陳が会派順に、意見開陳順に載せるというもの。予特、決特もそういう形で載っている。

富本理事 要は、本会議の議事録。あれは、本当は本会議だけではない。これを付録ということでつけている。

小松理事 おまけ的な扱いということか。

富本理事 本会議の議事録である。

議会事務局長 基本的には、委員会記録のほうに意見開陳として全部載せる。通常だとそれでよいのだが、予特、決特、あるいはこういう重要な特別委員会については、設置した定例会の本会議録の後ろに、意見開陳をまとめて付録というような形でこれまでもずっと掲載してきた。それと同じような取り扱いでいかがかということである。

小松理事 重い扱いなのか。

富本理事 そのとおり。

小松理事 理解した。

富本理事 では、そういう形で、付録として、掲載することによってよろしく願いをする。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程について、事務局から資料配付がある。

〔資料配付〕

富本理事 大変みっちり書かれているが、今回は、基本的には、前々から皆さんにも提示して、ある程度ご理解いただいているものをそのまま形にさせていただいた。改めて事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 ただいまお配りした平成24年第1回杉並区議会定例会日程(案)をごらんいただきたい。

会期は36日間。2月16日木曜日10時に開会し、会期の決定、特別委員会委員長報告、予算編成方針の説明、代表質問という日程。2月17日金曜日から22日までが一般質問。22日が中日で、一般質問の後、議案上程、委員会付託を行う。本会議終了後、基本構想に関する特別委員会の正副委員長互選。基本構想に関する特別委員会終了後、議場で予算特別委員会の正副委員長互選。あと、総合計画の説明となる。2月23日から2月29日まで常任委員会を開催。3月1日、災害対策特別委員会。2日、道路交通対策特別委員会。3日土曜日が清掃・リサイクル対策特別委員会。4日日曜日が議会改革特別委員会となる。5日、6日、基本構想に関する特別委員会を2日間開催し、3月7日から15日まで予算特別委員会での審査。16日、中学校の卒業式があり、午後から医療問題調査特別委員会。19日にまた予算特別委員会の審査を行う。21日が予算特別委員会の意見開陳。22日が、午前10時に議会運営委員会を開催して、午後1時、本会議。ここで議案上程、議決という日程になっている。

富本理事 いろいろ議長初め皆さんに工夫いただいてこのような日程になっているが、よろしいか。では、ちょっと変則的なところもあるが、皆さん、お間違えなきよう、よろしく願いをする。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、会議録署名議員についてお願いします。

議会事務局次長 本会議の会議録署名議員については、10番佐々木浩議員、37番小川宗次郎議員にお願いしたい。

富本理事 よろしく願いする。

《本会議の説明員について》

富本理事 続いて、本会議の説明員について。

議会事務局次長 本定例会は予算審査があるので、通常の説明員のほか、財政課長が説明員として議場に入ることとなっている。

富本理事 これも通常どおりである。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問について。

議会事務局次長 一般質問について、まず、あしたの議会運営委員会で質問予定者の数を報告いただきたい。

それから、一般質問は、あした午後1時から14日午後5時まで受け付ける予定。あす午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引きで順番を決めさせていただく。

あと、これはお願いだが、毎回通告が最終日に集中するので、なるべく早く通告いただくようお願い申し上げます。

以上。

富本理事 これもいつもどおりである。あした議運でそれぞれ人数をお知らせ願う。あと、非交渉会派は、事務局で確認のほど、願います。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について。

議会事務局次長 発言通告だが、2月16日木曜日、本会議初日の発言通告は、2月14日火曜日午後5時まで、22日の本会議中日の発言通告は、2月20日月曜日午後5時まで、3月22日の本会議最終日の発言通告は、3月19日月曜日午後5時までということをお願いしたい。

以上。

富本理事 これもいつもどおりなので、よろしく願います。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。

区議会だより第212号の発行について、これもこれまでどおり願いますのものである。代表質問、一般質問の原稿の提出、あと意見開陳の原稿提出、1枚めくって、2月16日から22日の間に原稿提出をいただきたい、意見開陳終了後も原稿提出をいただきたいということで、5月1日の発行という予定になっている。

以上。

富本理事 これは基本構想の意見開陳も載るのか。予算は当然載るが、基本構想も意見開陳をするわけだが、意見開陳としか書いてないので。まだ時間があるので、それはちょっと確認していただきたい。

《その他》

(1) 救命救急講習について

富本理事 続いて、その他だが、まず、ずっと懸案となっていた救命救急講習についての

説明である。

議会事務局次長 資料7をごらんいただきたい。

懸案になっていた救命救急講習会の日時である。昨年、4月頃にという話をしていたが、2つ日程案があるので、報告する。

第1回が4月18日の9時から12時、第2回が4月26日の13時30分から16時30分ということで、今消防署と調整中である。ちなみに、受講費用としては、初めての受講及び過去に受講して3年を経過している方は1,400円、有効期間内の再講習の方は1,200円となっている。

以上。

富本理事 これは、よろしければ事務局のほうで調整願うが、よろしいか。

議会事務局次長 また具体的に、申し込みとかそういった話をする。

富本理事 前から懸案になっていて、4月にという話があったので、この日程でとりあえず進めさせていただいてよろしいか。では、そういう形で、事務局のほう、お願いする。

(2) 平成24年度政府予算に対する各委員会要望について

富本理事 続いて、平成24年度政府予算に対する各委員会要望について、こちら事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料8をごらんいただきたい。

平成24年度政府予算に対する各委員会要望の送付ということだが、これについては、昨年5月末、杉並区議会から災害時支援の法制化ということで区議会として要望を出していたものを、別添のとおり、国に要望が提出されたというお知らせがあったので、今回報告するものである。

1枚めくると、これが全国市議会議長会の要望書の表紙、裏面は杉並が出した要望である。災害時支援の法制化について、このように国に要望したという報告である。

富本理事 ここで話し合ってきた内容が全国市議会議長会にも取り上げられたということ。それを国に要望をしたということである。

議会事務局長 特別区議長会を通じて東京都の支部のほうに上げ、東京都支部から関東支部に要望事項として上げて、それが全国の市議会議長会で採択されて、全国市議会議長会の要望として国に要望されたという経過をたどったということである。前回、関東まで上がったところまでは報告申し上げていたが、その後、市議会議長会で採択されて要望されたということをお伝えした。

富本理事 長き道のりをたどった。この件については、よろしいか。

(3) 災害時の議員の対応について

富本理事 続いては、災害時の議員の対応についてだが、こちらは、まず議長から提案として話がある。

議長 3・11、去年の震災から1年近くたって、正直、遅きに失した感はあるが、議会として災害時にどのように対応するのかということをお互いに議論していかなければいけない、このように個人的に思っている。各区、議長会も含めて、各議会の取り扱い等、資料に目を通すと、杉並はどうしてもちょっと遅れている部分があり、基本的にはちゃんとしたものはつくらなければいけないが、まずは骨格部分のものだけでも早くつくっていくべきだろう、このように提案したい。

基本的には、これは私の考えだが、災害が起こった、この災害の規模についてはいろいろ議論があると思うが、災対本部が設置される基準をもとにして、そうした災害におけるまずは議員の安否確認をする、報告を議長なり事務局なりに上げるということ。それとともに、震災がある程度落ちついた段階で災対本部なりからの状況を聞くということで、全員協議会の設置をまず決めること、これが2つ目。3つ目としては、各議員がそれぞれ震災救援所等々で活動されると思うが、そうした被災者からの要望なり意見を聞いて、災対本部にそれを要請する。3・11のときもそうだったが、そうすると、災対本部自体がかなり情報の取り扱いで煩雑になる、こういったことの懸念もあるので、議員からの情報をどうするのか、また、議会側として議員に対しての情報提供のあり方を一元化したほうがいいのではないかと、こうした3つの基本的な部分をまず決めたい、このように思うので、皆様方のご議論をいただきたい。

富本理事 資料9ということで各区の状況が出ているが、改めて事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 たくさんあるので、概要を説明する。

まず、上から3枚、これが第4ブロックの正副議長・局長会の資料。1枚目が中野区議会の対応で、必要があれば、議員全員をもって構成する議会災害対策協議会を設置するということが述べられている。2枚目が平成8年に決議された板橋区の決議文。議員の基本姿勢だとか震災時における議員の立場、役割等を決議しているというもの。3枚目が練馬区議会の申し合わせ事項。震災時の議員の役割等について、災害対策本部への協力だとか安否の連絡だとか地域情報の把握等々、申し合わせをしているというもの。4枚目以降が、23年9月に練馬区の区議会事務局が調査したもの。規定等がある

かどうかを確認したところ、規定があるのは江東区と足立区の2区、そのほかはない。あと、7区にいろいろと申し合わせ等が存在している。その下が、新宿区だとか江東区だとか足立区、渋谷区、北区等の規定、申し合わせ事項になっている。

資料の説明は以上。

富本理事 今、議長から話があったが、資料の出どころは、この間のブロック会議でそういう話があって、他区は結構そういう形でブロックの中でも進んでいる、うちの区だけは何もないということで、震災がいつ起こってもおかしくないときになっているので、そういう形で議長からも提案があった。これはきちっと対応すべきと考える。

きょういきなりここでこうということではないが、先ほど議長からも話があったとおり、議員というのは、いろいろ話をし出せば話が広がっていくが、まずは議員の安否、その連絡体制。それから、要するに災害の状況を知るといふ、情報のあり方。それから、議員がいろいろ知っている情報をどう伝えていくか、この辺の整理。これを最初に決めておく必要がある。

それから、中には議会の手続を書いているところもある。延会を要請できるだとか、いろいろ書いてあるので、そういうことも次の議題としては出る。

最後は、議員が地域でどう活動するかとか、そういうことまで踏み込むかどうかということがあがるが、とりあえず安否、それから議員の説明をどう受けるか、議員が持っている情報をどう上げるかということで、この辺を中心にある程度のたたき台をつくって、申し合わせというような形で全議員にもお話ししていくというような形になる。

この間、関議員がご逝去された際に、皆さんの連絡先は聞いていたが、今度はこちらから連絡をとるといふことはなかなかできないので、基本、議員から連絡をしてもらわなければいけない。自身の安否連絡を一応やらなければいけないだろうとか、そういうことを決めていかなければいけないが、これはどうか、何かたたき台みたいなものを事務局でつくってもらえるか。

議長 私から提案させていただいたということもあるので、議長・事務局提案という形でたたき台をお示したい。それをもとに議論していただければと思う。

富本理事 必要なことだと思うので、ご了承いただきたいと思うが、よろしいか。では、そういう形で、なるべくこれも早目に、いつ起きるか本当にわからないので、つくるような形にさせていただきたい。

では、議長・事務局提案ということでたたき台をつくるということでご了解いただき、次回以降に議論するので、よろしく願います。

今の議題をもって本日の日程は以上だが、ほかに何かご提案等はあるか。 なければ

ば、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 2時03分 閉会)